

競争入札参加停止措置及び資格制限運用状況一覧表総括表

(平成 30 年 10 月分)

競争入札参加停止措置	措置要件	件数
	過失による粗雑な契約の履行等	
	契約違反等	1
	公衆損害事故	
	工事等関係者事故	
	贈 賄	
	独占禁止法違反行為	1
	刑法上の談合等	
	あっせん利得処罰法違反行為	
	虚偽記載	43
	暴力行為等	
	建設業法違反行為	
	その他の法令違反	
	不正又は不誠実な行為	1
	小計	46
資格制限	0	
合計	46	

平成30年度 競争入札参加停止措置状況調

契約違反等

※適用条項は、大阪市競争入札参加停止措置要綱別表による

適用条項※ 対象有資格者名	措置期間 始期～終期	該当理由
2-(5)-ア 株式会社ミラテック	1月 H30.10.22～ H30.11.21	標記業者は、会計室所管「大阪市会計別財務諸表の印刷製本」の契約において、履行期限である平成30年10月11日までに完了することができず、7日間の履行遅延を生じさせた。当局はこの事実を、平成30年10月22日に確認した。

平成30年度 競争入札参加停止措置状況調

独占禁止法違反行為

※適用条項は、大阪市競争入札参加停止措置要綱別表による

適用条項※ 対象有資格者名	措置期間 始期～終期	該当理由
6-(4) 株式会社近鉄百貨店	3月 H30.10.15～ H31.1.14	<p>標記業者は、顧客から收受する優待ギフト送料に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、平成30年10月3日、公正取引委員会より、同法第7条に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。当局はこの事実を、平成30年10月15日に確認した。</p> <p>なお、標記業者については、当該事案に対し、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されているため、大阪市競争入札参加停止措置要綱第6条の3第5項により、措置期間を2分の1とする。</p>

平成30年度 競争入札参加停止措置状況調

虚偽記載

※適用条項は、大阪市競争入札参加停止措置要綱別表による

適用条項※ 対象有資格者名	措置期間 始期～終期	該当理由
9-(1)-イ ジェイ興業株式会社 株式会社RIVER 株式会社ニューテック 株式会社グロウ 株式会社サキシマ 株式会社鷺建設 株式会社林建設 有限会社プロフィット 株式会社EIKEN 寿興業株式会社 株式会社KGパブリック・ワークス 株式会社平建 株式会社天水 株式会社松林工務店 株式会社J-RAISE 株式会社マルエイ 株式会社木下組 株式会社ダイケン 株式会社アドバンス 株式会社シオン 株式会社小笠原組 株式会社サカキ 有限会社松廣建設 平林港運株式会社 成和建设株式会社 清田軌道工業株式会社 株式会社カネヤマ 株式会社五月水道 株式会社スタートコーポレーション 株式会社リブカンパニー 有限会社ソウテック 株式会社Sparkle 株木建設株式会社 株式会社富永工務店 株式会社エムライン 三貴株式会社 錦城建設 錦城 栄健 株式会社戸田設備工業所 コスモスデック株式会社 奥村組土木興業株式会社 株式会社Kロード GROWTH 細野 薫一 株式会社日新技術コンサルタント	3月 H30.10.31～ H31.1.30	<p>契約上スラグ混合改良土を埋戻材として使用するよう指定した建設局所管の下水道工事における不適正施工に関する調査で、平成30年1月31日付けで停止措置を行った15件、平成29年10月末時点で完了の工事51件、施工中の工事18件に加え、新たに46件の案件にかかる受注者及び下請事業者が、契約上指定されたスラグ混合改良土の使用状況について一部あるいは全部、改良土等契約上指定されていない材料を使用したと回答した。また、これらの調査と並行しスラグ混合改良土を使用する業務委託等についても別途調査を進めていたところ、1件について受注者が一部契約上指定されていない改良土を使用したと回答した。</p> <p>スラグ混合改良土を使用できない場合は、受注者が契約書にもとづき、発注者に契約変更を申し出でるべきであったが、これらの契約については、契約変更が行われなかった結果、契約上の指定と異なる材料が使用された状態となった。</p> <p>また、受注者もしくは下請事業者の一部については、伝票等(納品書、計量書)の提出に際し空白伝票を改良土メーカーから入手、または中間業者から入手した伝票や様式のデータを使用して作成し、虚偽の報告をしたことを認めた。なお、スラグ混合改良土を埋戻材として使用する場合、設計図書及び大阪市建設局工事請負共通仕様書において、施工計画書への明記や使用材料品質等証明書及びその根拠資料として伝票等(納品書、計量書)を提出することとしているが、その書類にはスラグ混合改良土を使用しているという事実と異なる記載がある。施工計画書や使用材料品質等証明書は、受注者が押印し自らの名義で提出しているものであり、伝票等(納品書、計量書)についても根拠資料として受注者が提出しているものである。</p> <p>標記業者のうち、当該工事の受注者である者については、契約締結後の本市への提出書類に虚偽の記載があったことから、大阪市競争入札参加停止措置要綱別表9-(1)-イに該当し、3月の措置を行う。また、下請負人として受注者等から実際に現場で使用した埋戻材料の購入を任せられ、虚偽の提出書類を作成し、受注者を通じて提出した者については、受注者と同様に責があることから、同要綱別表9-(1)-イに該当し、3月の措置を行う(同要綱第4条該当)。</p>

平成30年度 競争入札参加停止措置状況調

不正又は不誠実な行為

※適用条項は、大阪市競争入札参加停止措置要綱別表による

適用条項※ 対象有資格者名	措置期間 始期～終期	該当理由
13-(1)-ウ 関西総合地質コンサルタント 株式会社	3月 H30.10.19～ H30.11.18	標記業者は、契約管財局にて平成30年10月16日に開札を行った、「平成30年度 三国東地区土質調査業務委託」の事後審査型制限付一般競争入札において、落札候補者となったにもかかわらず、事後審査資料提出期限である平成30年10月17日までに事後審査資料を提出しなかった。当局はこの事実を、平成30年10月19日に確認した。

競争入札参加停止措置及び資格制限運用状況一覧表総括表

(平成30年11月分)

競争入札参加停止措置	措置要件	件数
	過失による粗雑な契約の履行等	
	契約違反等	1
	公衆損害事故	
	工事等関係者事故	
	贈 賄	
	独占禁止法違反行為	
	刑法上の談合等	
	あっせん利得処罰法違反行為	
	虚偽記載	
	暴力行為等	
	建設業法違反行為	
	その他の法令違反	
	不正又は不誠実な行為	2
	小計	3
資格制限	0	
合計	3	

平成30年度 競争入札参加停止措置状況調

契約違反等

※適用条項は、大阪市競争入札参加停止措置要綱別表による

適用条項※ 対象有資格者名	措置期間 始期～終期	該当理由
2-(3) 宮本理研工業株式会社	3月 H30.11.28～ H31.2.27	標記業者は、当局において平成30年11月26日に開札を行った「精製水製造装置買入」において、落札候補者となったが、平成30年11月27日付けで落札候補者辞退の申し出があった。当局はこの事実を、平成30年11月28日に確認した。

平成30年度 競争入札参加停止措置状況調

不正又は不誠実な行為

※適用条項は、大阪市競争入札参加停止措置要綱別表による

適用条項※ 対象有資格者名	措置期間 始期～終期	該当理由
13-(5) 株式会社ストラダテック 株式会社ティーケイ	6月 H30.11.19～ H31.5.18	<p>建設局所管「豊里矢田線舗装新設その他工事-10」において、舗装断面が適切な舗装構成でないことを確認した。現状の舗装構成では、計画交通量に対して要求される構造的な耐久性は有しておらず、全線供用までに修補する必要がある。なお、本件については、元請である(株)ストラダテックおよび舗装工事を実際に施工した下請の(株)ティーケイに対し、個別に不適切施工の聞き取り調査を実施し、両者とも、「施工に関して瑕疵を認めない」という見解であったが、確認した舗装構成が契約書と相違する事実は明らかである。</p> <p>以上のことから、両者ともに同要綱別表2-(4)(契約違反)に該当するものとして、2月の措置を行った(平成30年11月19日付け)。</p> <p>その後、両者は施工内容が契約書と相違していることを認めた。元請は契約書の舗装構成を把握しており、下請が行った施工について重大な瑕疵があることを認識しながら、契約書どおりとして完成図書を提出していることが故意であると考えられるため、措置要綱第6条第3項及び同要綱別表13-(5)に該当するものとして、措置期間を6月に変更する。また、下請についても、元請との注文請書により、契約書の舗装構成を把握しており、故意であると考えられ、受注者と同様に責があることから、元請と同様に措置の変更を行う(平成31年1月18日付け)。</p>

